

## 特別企画 = インボイス制度 「帳簿のみ保存の特例」に係る帳簿記載の方法は？

～財務省、デジタル庁の担当官が実務対応を語る～



財務省主税局税制第二課 係長  
佐野 恵一郎 氏



デジタル庁 国民向けサービスグループ 企画調整官  
加藤 博之 氏

消費税の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」では、仕入税額控除の適用のため、一定の事項が記載された帳簿と適格請求書（インボイス）等の保存が必要となるが、その交付を受けることが困難な一部の取引では、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる特例がある。この「帳簿のみ保存の特例」について、帳簿への具体的な記載方法などを気にする向きがあるようだ。

そこで今回は、前回（No.3669）と同じく財務省とデジタル庁のインボイス制度の担当官（本文中、敬称略）に、その帳簿の記載等も含めた対応方法を検討していただいた。インボイス制度に対応する会計・業務システムベンダーはもとより、企業の経理担当者の方や実務家の方にとっても、日常的に生じ得る取引に係るものであることから、参考とされたい。

※文中における意見、主張等に関する部分については、質問者及び回答者の個人的な見解に基づくものであり、所属した・所属する組織の公式な見解等ではありません。

### 3万円未満の鉄道運賃等、出張旅費などが「帳簿のみ保存の特例」の対象

**【加藤】** 前回、インボイス制度における経過措置適用取引の仕訳例などについて、色々と説明いただきました（No.3669）。読者の皆さまからの反響が大きく、その中で「インボイス制度における『帳簿のみの保存』の際にはどのような点に留意すれば良いのか」というご意見が多くありました。そこで今回は、インボイス制度に

おける「帳簿のみの保存」で仕入税額控除が認められる取引にフォーカスしたいと思います。

インボイス制度では、仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿と「請求書等」（インボイスなど）の保存が必要となるのが原則です（新消法30⑦）。他方、「請求書等の交付を受けることが困難である」などの理由により、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引も法令で規定されていると理解しています。

**【佐野】** そのとおりです。法令の規定により、例えば、「3万円未満の公共交通機関による旅客の運送」、「従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）」などの取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（新消令49①）。

**【加藤】** 今、例示していただいた「3万円未満の公共交通機関による旅客の運送」や「従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等」については、幅広い事業者が日常的に行っている取引であり、実務のインパクトは大きいですね。まず、この2点について、現行の区分記載請求書等保存方式においては、どのような扱いなのでしょう。

**【佐野】** まず「3万円未満の公共交通機関による旅客の運送」ですが、そもそも現行制度においては、取引額が3万円未満の場合には、公共交通機関による旅客の運送に限らず、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められています\*1。

また、「従業員等に支給される通常必要と認められる出張旅費等」についても、通常必要であると認められる部分の金額は、課税仕入れに係る支払対価の額として取り扱われ、請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとして、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められています。

## 帳簿には「公共交通機関特例」などと記載

**【加藤】** つまり、それらの取引については、現行制度であっても、インボイス制度であっても、「仕入税額控除の適用が可能」ということでは変化がないということですね。その上で、その適用を受けるための要件である帳簿の「保存」ということも変化がないということかと思えます。ただ、保存する帳簿に記載する事項は変化しますよね？

**【佐野】** ご指摘のとおりです。シンプルに申し上げれば、現行制度では、3万円以上の取引において帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うには、請求書等の交付を受けなかったことにつき「やむを得ない理由」を記載することとされています\*2が、インボイス制度後においては、「帳簿のみ保存の特例の対象となるいずれかの仕入れに該当する旨」を記載する必要があります。

**【加藤】** なかなか面白い話ですね。要すれば、「該当する帳簿のみ保存の特例を示すことが必要」ということと理解しますが、具体的にどう記載すれば良いのでしょうか。

**【佐野】** 例えば、公共交通機関の運賃や出張旅費について、「帳簿のみ保存の特例」の適用を受ける場合には、「公共交通機関特例」や「出張旅費等特例」といった形で帳簿に記載することになるかと思えます\*3。この点は、インボイス制度施行前の「やむを得ない理由」の記載ぶりとはそれほど変わるものではないと考えら

\*1 3万円以上の公共交通機関による旅客の運送についても、乗車券等が回収されるといった事情があるため、請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとして、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められている。

\*2 3万円未満の少額な取引については、帳簿へのこうした追加的な記載は不要で、帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能となっている。

\*3 国税庁長官が指定する者に係るもの以外は、仕入れの相手方の住所又は所在地の記載も必要となる点に留意。なお、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送や出張旅費等については、国税庁長官が指定する者に係るものに該当するため、それらの記載は不要となる（インボイス通達4-7）。

れます。

### どの取引に応じた「帳簿のみ保存の特例」を適用するのか明示が必要

**【加藤】** 結局のところ、「該当する帳簿のみ保存の特例」がわかるようになっていけば良いということですね。しかし、わざわざ「どの特例に該当するのか」まで示す必要性はあるのでしょうか。いずれの特例であっても、税額計算が異なるわけでもなく、それぞれの特例に区分して管理する必要も低いのではないかと思います。

また、システムの観点で言えば、「どの特例に該当するのか」を示すために、該当する個々の取引にそれぞれ異なるフラグを立てて管理するという仕組みも検討することになります。条文(新消令49①一)を読むと、単に「帳簿のみ保存の特例に該当する」旨を記載すれば良いようにも思えますが、どう考えれば良いのでしょうか。

**【佐野】** おっしゃるように、法令上は、単に「帳簿のみ保存の特例に該当する」旨を記載すれば良いようにも読めますが、ここではあくまでも「どの特例に該当するのか」について記載を求めていると解されます。したがって、システム上、それぞれの取引を区別して管理するか否かは別として、仕入税額控除適用のための要件を充たそうと思うのであれば、「該当する帳簿のみ保存の特例」を明示する必要があります。ただ、それをどう明示するかの方法は柔軟に考えることもできます。

**【加藤】** 具体的にはどのような方法ですか。

**【佐野】** 当然のことですが、帳簿には、「取引の内容」や「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」といった、「該当する帳簿のみ保存の特例」以外の事項が記載されています。したがっ

て、例えば、それらの記載事項と合わせれば、自ずとどの「帳簿のみ保存の特例」を適用したのが明らかとなるケースも少なくないと考えます。そのような場合には、例えば「帳簿のみ保存の特例対象」と明記するだけで、どの特例を適用したのかについても実質的に明示していると考えられるのではないのでしょうか。

**【加藤】** 例えば、【参考1】のような記載では足りないのでしょうか？

#### 【参考1】「帳簿のみ保存の特例」の適用を受ける帳簿の記載として不充分と考えられる例

年月日	借方／貸方	摘要
令和5年 10月2日	(旅費)／(現金) 2万円／2万円	出張費, ○○鉄道株式会社 ※「帳簿のみ保存の特例」適用

**【佐野】** 微妙なところですね(笑)。その場合、課税仕入れの相手方が「○○鉄道株式会社」と考えれば「3万円未満の公共交通機関による旅客の運送」と考えることもできますが、「従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等」ではないことが必ずしも明確ではないですね。

**【加藤】** では、【参考2】の記載だとどうでしょうか？ 私としては「従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等」をイメージしています。

#### 【参考2】「帳簿のみ保存の特例」の適用を受ける帳簿の記載として充分と考えられる例

年月日	借方／貸方	摘要
令和5年 10月2日	(旅費)／(現金) 2万円／2万円	従業員に支給する出張費, 新幹線代 ※「帳簿のみ保存の特例」適用

**【佐野】** 【参考2】の記載であれば十分認識できると思います。ただ、そこまで記載するのであれば「出張旅費等特例適用」と記載しても良いかも知れませんね。

**【加藤】** 基本は「該当する帳簿のみ保存の特例」を記載しつつ、ケースバイケースということですかね。別の観点かもしれませんが、この「帳簿のみ保存の特例」については、そのスコープが限定的であることから、記載事項だけでなく、自らが行っている事業内容、業種などでも明らかな場合があるのではないのでしょうか。例えば、古物商の方が行う適格請求書発行事業者以外の者（消費者など）からの課税仕入れであれば、自ずと「古物商特例」に該当することがイメージできるのではないかと思います。

**【佐野】** それはそうですね。古物商であれば古物台帳もありますし、適格請求書発行事業者か

らの仕入れはインボイスの保存が必要ですが、それ以外については、帳簿に「帳簿のみ保存の特例対象」である旨を示せば済むように思います。

ただ、繰返しになりますが、仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿に、該当する「帳簿のみ保存の特例」の記載が必要という意識は忘れないでもらいたいです。

**【加藤】** そのとおりですね。「帳簿のみ保存の特例」に係る帳簿の記載方法などの対応について、よくわかりました。ありがとうございました。

(了)